

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	児扶臨時特別給付金・（再）児扶臨時給付金・児手臨時特別給付金・障害児世帯給付金・多子世帯給付金・妊娠出産応援給付金・ひとり親支援給付金・非課税世帯支援給付金・令和3年度児手給付金・離婚等世帯給付金・R4ひとり親給付金（システム）	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	子育て関係各種給付金（以下「給付金」）の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4個人番号、5生年月日、6支払希望金融機関口座情報、7配偶者氏名、8配偶者の個人番号、9配偶者の生年月日、10配偶者の住所、11対象児童氏名、12対象児童の続柄、13対象児童の生年月日、14対象児童の同居・別居の別、15対象児童の住所 16給付金支給額	
記録範囲	給付金の申請及び支給を行った者、対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒850-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	ひとり親世帯臨時特別給付金・（再）ひとり親世帯臨時特別給付金・子育て世帯への臨時特別給付金・子どもの笑顔給付金・子どもの笑顔給付金（拡充分）・妊娠出産応援給付金・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）・子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）・令和3年度子育て世帯臨時特別給付金・令和3年度子育て世帯臨時特別給付金（支援給付金）・R4子育て世帯臨時特別給付金（ひとり親・その他世帯） （申請書綴）	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	子育て関係各種給付金（以下「給付金」）要申請者分の申請を受付し支給するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4個人番号、5生年月日、6支払希望金融機関口座情報、7配偶者氏名、8配偶者の個人番号、9配偶者の生年月日、10配偶者の住所、11対象児童氏名、12対象児童の続柄、13対象児童の生年月日、14対象児童の同居・別居の別、15対象児童の住所 16給付金申請額	
記録範囲	給付金の申請を行った者、支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒850-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け取る組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	児童手当・特例給付受給者情報（台帳）	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当・特例給付（以下「児童手当等」）の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4個人番号、5生年月日、6住所（1月1日時点）、7支払希望金融機関口座情報、8加入する年金等種別、8配偶者の有無、9配偶者氏名、10配偶者の個人番号、11配偶者が加入する年金等種別（職業）、12配偶者の生年月日、13配偶者の住所、14配偶者の住所（1月1日時点）、15対象児童氏名、16対象児童の続柄、17対象児童の生年月日、18対象児童の同居・別居の別、19対象児童の住所、20対象児童についての監護の有無、21対象児童の生計関係	
記録範囲	児童手当等の認定請求を行った者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当・受給者情報（台帳）	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3障害の有無、4配偶者の有無、5住所（1月1日時点）、6支払希望金融機関口座情報、7公的年金受給状況、8児童の氏名・生年月日、9請求者との続柄・同居別居の別、10監護等を始めた日、11障害の状態の有無、12該当事由・年月、13児童の父の氏名・生年月日、14児童の母の氏名・生年月日、15配偶者または扶養義務者（最も所得の多い者）、16所得情報（養育費含む）、17五年等満了月	
記録範囲	児童扶養手当の認定請求等を行った者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当・認定請求書及び諸届、現況届、一部支給停止適用除外
行政機関等の名称	久留米市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の支給を行うため
記録項目	<p>●認定請求書：1氏名、2個人番号、3生年月日、4障害の有無、5配偶者の有無、6住所（1月1日時点）、7支払希望金融機関口座情報、8職業又は勤務先、9勤務先所在地、10公的年金受給状況、11児童の父又は母の死亡による遺族年金の受給状況、12児童の氏名・生年月日、13児童の個人番号、14請求者との続柄・同居別居の別、15監護等を始めた日、16障害の状態の有無、17該当事由、18児童の父の氏名・生年月日、19児童の母の氏名・生年月日、20配偶者または扶養義務者（最も所得の多い者）、21配偶者または扶養義務者の個人番号</p> <p>●諸届</p> <p>（住所変更届及び支払金融機関変更届）1受給者氏名、2電話番号・携帯電話、3新住所・旧住所、4支払希望金融機関</p> <p>（住居等に関する申立書兼世帯構成変更届）1氏名・続柄、2住居の状況</p> <p>（資格喪失届）1受給者氏名、2住所、3電話番号・携帯電話、4喪失事由、5喪失日</p> <p>（氏名変更届）1受給者氏名、2住所、3改姓前後の受給者氏名、4改姓前後の対象児童氏名、5氏名変更理由</p> <p>（証書亡失届兼再発行請求書）1受給者氏名、2住所、3電話番号・携帯番号、4証書を失った日・事情、5証書の再発行を請求する理由・交付方法、6本人確認方法</p> <p>（支給停止関係（発生・消滅・変更）届）1受給者氏名、2住所、3電話番号・携帯番号、4支給停止発生事由、5支給停止消滅事由</p> <p>（受給者住所変更（市外転出）届）1受給者氏名、2電話番号・携帯番号、3新住所・旧住所、4転出予定年月日</p> <p>（額改定届（減額））1受給者氏名、2住所、3電話番号・携帯番号、4対象児童の氏名・生年月日・減額理由の発生した年月日、5減額の理由</p> <p>（受給者死亡届兼見支払手当請求書）1届出者氏名、2受給者からみた関係、3電話番号・携帯番号、4死亡者の氏名・住所・死亡日、5請求者となる児童の氏名・住所・支払希望金融機関</p> <p>（再認定請求書）1受給者氏名、2住所、3電話番号・携帯番号、4再認定対象児童の氏名、5再認定請求理由、6再認定の対象となる者の氏名・生年月日・日常生活の状況・障害に基づく公的年金受給状況・障害名</p> <p>（事実婚の有無に関する申告書）1児童の父又は母の状況、2同居の有無、3申請者に対する児童の父又は母からの定期的な生計の補助、4申請者と児童の父又は母との交流状況、5現在の住居状況、6その他参考事項、7事実婚当時の状況・事実婚を解消した理由・現在の状況等、8請求者氏名・住所、9地区民生（児童）委員の氏名</p> <p>（別居監護（生計同一）申立書）1監護している事実・別居している児童の住民票上の住所、2別居している児童の氏名・生年月日・年齢、3請求者氏名・住所、4民生委員又は学校長又は寮長の氏名</p>

	<p>(遺棄申立書) 1 母 (又は父) と対象児童との関係、2 母 (又は父) の行方の状況、3 母 (又は父) の離婚の意思、4 母 (又は父) の住民登録、5 遺棄の区分、6 別居の時期、7 仕送り、8 子どもの安否を気遣う電話・手紙等の連絡、9 警察・親類への捜索依頼、10 生活保護、11 離婚後の子供の養育、12 遺棄の始まった月・原因及び現在の状況等の経過、13 請求者氏名</p> <p>(別住所申立書) 1 別住所の始まった月・原因及び現在の状況等の経過、2 請求者氏名・住所</p> <p>●現況届：1 受給者氏名・生年月日、2 受給者の障害の有無、3 住所、4 職業又は勤務先名、5 勤務先所在地、6 支払金融機関、7 対象児童氏名・生年月日、8 続柄、9 同居・別居の別、10 在学学校・施設名、11 対象児童の障害の有無、12 対象児童の公的年金又は遺族補償の受給状況、13 受給者の公的年金受給状況、14 無職の場合の生計の立て方</p> <p>●一部支給停止適用除外：1 氏名、2 住所、3 一部支給停止適用除外事由</p>	
記録範囲	児童扶養手当の認定請求等を行った者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市子ども未来部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨		
備 考		

作成日 (最終修正日) : 令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当受給者台帳	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当の支給を行うため	
記録項目	氏名、生年月日、住所、自宅電話番号、支払希望金融機関口座情報、児童の氏名、児童の生年月日、続柄、同居別居の別、障害区分、障害等級、有期年月日、本人所得額、配偶者所得額、扶養義務者所得額、所得区分、支払金額	
記録範囲	特別児童扶養手当の認定請求等を行った者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市子ども未来部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当・現況届	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当の支給を行うため	
記録項目	住所、氏名、生年月日、満年齢（8月1日現在）、自宅電話番号、支払金融機関、児童の氏名、続柄、児童の生年月日、同居別居の別、等級、障害区分、再審査（有期）予定、児童（社会）福祉施設等への通（入）所、本人所得、配偶者所得、配偶者個人番号、扶養義務者所得、扶養義務者個人番号	
記録範囲	特別児童扶養手当の認定請求等を行った者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）久留米市子ども未来部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当マイナンバー管理台帳	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部家庭子ども相談課	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当の支給を行うため	
記録項目	本人氏名、本人個人番号、配偶者氏名、配偶者個人版番号、扶養義務者氏名、扶養義務者個人番号、確認年度、住所地	
記録範囲	特別児童扶養手当の認定請求等を行った者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市子ども未来部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【子ども未来部 家庭子ども相談課】

個人情報ファイルの名称	母子寡婦福祉資金貸付システム (母子父子寡婦福祉資金貸付に係る各種台帳)
行政機関等の名称	久留米市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	久留米市 子ども未来部 家庭子ども相談課
個人情報ファイルの利用目的	母子父子寡婦福祉資金に係る貸付および償還状況の管理のため
記録項目	1 担当事務所、2 貸付年度、3 貸付番号、4 申請日、5 貸付区分、6 資金種別、7 資金種別詳細、8 貸付総額(月額)、9 貸付期間、10 交付パターン、11 修学期間、12 特例加算区分、13 償還期間、14 償還方法、15 償還回数、16 利率、17 償還総額、18 据置期間、19 初回金額、20 毎回金額、21 最終金額、22 振込口座情報(金融機関コード、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義、債権者コード)、23 学校情報(学校種別、公私別、学校名称、学年、通学区分)、24 借受者情報氏名、25 生年月日、26 住基番号、27 電話番号、28 住所、29 職業、30 勤務先名、31 勤務先住所、32 勤務先電話番号、33 償還者の別、34 収入年額、35 本籍、36 母子家庭又は寡婦又は父子家庭となった原因および時期、37 母子世帯類型、38 母親有無、39 借受者区分、40 送付先情報(住所、状況、状況発生年月)、41 連帯借受者情報(氏名、生年月日、住基番号、電話番号、借受人との続柄、本籍)、42 連帯保証人①情報(氏名、生年月日、住基番号、電話番号、住所、借受人との続柄、職業、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、収入年収、本籍)、43 連帯保証人②情報(氏名、生年月日、住基番号、電話番号、住所、借受人との続柄、職業、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、収入年収、本籍)、44 関係人情報(氏名、生年月日、住基番号、電話番号、住所、借受人との続柄、職業、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、収入年収、本籍)、45 償還状況(償還額、償還未済額、償還状態、免除・欠損額、償還済額、滞納金額、違約金総額、違約金残額、名寄せ金額情報(貸付総額、償還済額、貸付残高、違約金総額、違約金残額)、46 償還状況明細(償還年月、償還月額、内訳元金、内訳利子、調定登録日、納入期限、収納金額、収納年月日、入金、免除・欠損額、未済額、口座振替、違約、分納、回収)、47 異動履歴情報(変更年月日、項目、修正前データ内容)
記録範囲	久留米市母子父子寡婦福祉資金の貸付申請者およびその保証人等
記録情報の収集方法	本人提出の母子父子寡婦福祉資金貸付申請書、住民基本台帳システム、公用請求により官公署等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市子ども未来部総務 (所在地) 〒850-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受けける組織の名称及 び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日 (最終修正日) : 令和5年1月20日